

## 会議録

|          |   |      |   |      |   |     |  |
|----------|---|------|---|------|---|-----|--|
| 会議名      | 平成 19 年度第 2 回八王子市文化財保護審議会   |      |   |      |   |     |  |
| 日時       | 平成 19 年 8 月 30 日 (木) 午前 10 時 ~ 正午   |      |   |      |   |     |  |
| 場所       | こども科学館 (サイエンスドーム八王子) 会議室  |      |   |      |   |     |  |
| 出席者      | <b>【委員】</b> 相原悦夫委員・池上裕子委員・加藤哲副会長・神立孝一委員<br>齋藤経生委員・津山正幹委員・中村ひろ子委員・菱山忠三郎委員<br>堀江承豊委員 (五十音順)<br><b>【事務局】</b> 渡辺徳康課長・土井義夫主査・新藤康夫主査・鈴木裕子主査<br>金子征史主任   |      |   |      |   |     |  |
| 欠席者      | 阿部朝衛委員  |      |   |      |   |     |  |
| 議題       | <table><tr><td>協議事項</td><td>(1) 文化財保護行政のあり方について<br/>(2) 市指定天然記念物甲州街道のイチョウ並木の現状変更について</td></tr><tr><td>報告事項</td><td>(1) 平成 19 年度の予算について<br/>(2) 山車の調査について<br/>(3) 八王子車人形と民俗芸能の公演について<br/>(4) 八王子城跡曳橋改修工事について</td></tr><tr><td>その他</td><td></td></tr></table> | 協議事項 | (1) 文化財保護行政のあり方について<br>(2) 市指定天然記念物甲州街道のイチョウ並木の現状変更について | 報告事項 | (1) 平成 19 年度の予算について<br>(2) 山車の調査について<br>(3) 八王子車人形と民俗芸能の公演について<br>(4) 八王子城跡曳橋改修工事について | その他 |  |
| 協議事項     | (1) 文化財保護行政のあり方について<br>(2) 市指定天然記念物甲州街道のイチョウ並木の現状変更について   |      |   |      |   |     |  |
| 報告事項     | (1) 平成 19 年度の予算について<br>(2) 山車の調査について<br>(3) 八王子車人形と民俗芸能の公演について<br>(4) 八王子城跡曳橋改修工事について   |      |   |      |   |     |  |
| その他      |   |      |   |      |   |     |  |
| 公開・非公開の別 | 公開  |      |   |      |   |     |  |
| 傍聴人      | 0 人   |      |   |      |   |     |  |
| 配布資料     |   |      |   |      |   |     |  |
| 会議録      | 要点筆記とする。  |      |   |      |   |     |  |

協議事項 文化財保護行政のありかたについて

齋藤会長 これより文化財保護審議会を開催します。本日は阿部朝衛委員が欠席ですが、会議は成立しています。署名委員は加藤委員でお願いしたい。

齋藤会長 それでは、次第に沿って進めます。事務局より説明してください。

土井主査 文化財保護行政のありかたについて今までの経過を振り返ると、毎回あまり議論が進んでいない。理由は事務局がはっきり考えを提示していないことだと思う。資料も実際にペーパーで提示しただけなので、もう少し具体的な内容を議論していただきたい。

今回は、年表と指定文化財目録を用意したので、考える材料としていただきたい。

年表は文化財保護行政の流れを知るために作成した。これを見ると、昭和30年の条例制定時にまとめて指定をおこなっている。また市史編さんと関連して昭和39年から古文書の指定をしている。その後、昭和50年代から櫛田遺跡等の埋蔵文化財の大規模な発掘が続いていく。その結果、文化財指定の空白期間が生じている。しかし、その間に八王子空襲と八王子千人同心の体系的調査をおこない、その成果が出版されている。

このように過去の経緯を踏まえて考えると、文化財の基礎的な調査ができていないといえる。例えば、石仏調査もできていないし、古文書も一括で指定し、目録もできていない状況があった。これからは、文化財の体系的な調査を行う時期に来ているといえるのではないだろうか。

ご意見をいただきながら、文化財保護行政の指針を定めていきたい。

齋藤会長 佐藤課長が異動したので新しい視点も必要。我々も新たな考えかたで指針を示したい。現場中心のより具体性のある文書として示したい。今日、「八王子市文化財保護行政の流れ」として緻密な資料が示された。確かに文化財の調査研究は必要である。

昭和40年代、自分も郷土資料館にいたので経過は知っている。市民からの指定に対する申し入れが多かった。一通り調査をおこない、指定したものが多。研究の部分まで追いつかなかった。協議事項として、継続して議論し、事務局に基礎的なものを提示してもらいたい。

ここで改めて、今日の資料から意見をいただきたい。合わせて今後の進め方についても検討いただきたい。解除の案件はあったのか。

土井主査 市外に流出した下原刀と天然記念物で枯死したものなどがある。

池上委員 佐藤課長から何度も文案が示され、それについて意見を出している。新たに提案いただくということだが、言いつばなしにならないように、何人

かの方で別の委員会を設けて、たたき台を作り、文書にまとめていった方が良いと思う。

斎藤会長  
相原委員  
いままでの意見は白紙撤回ではなく、その意見は尊重したい。いかがか。  
何回か批判や意見があったが、行政にどういうふうに関わるのか、わからないところがあった。個別計画に含むのか、文化財行政の指針とするのか。文化財行政の指針とするのなら、これまでの意見も踏まえて、事務局でまとめた方が良いのではないか。

これまでのやりかたでは、これが行政としてどういう考えなのか、佐藤課長の時ははっきりしなかった。行政のなかにどう組み入れていくのか、事務局がはっきりしないと同じことを繰り返す。

斎藤会長  
文化財課にも歴史があり、係から課になっても、人が変わると仕事のやりかたも変わる。文化財行政のテキストは、人が代わってもある程度代わらないものを作りたいといわれていた。

土井主査  
神立・中村両委員が、何度か質問しているが、明確なスタンスは示されていない。行政としての文化財の指針を作りたい。はっきりとしたスタンスも必要。事務局でたたき台を作り、事前に目を通していただいた上で議論するのが一番だと思う。

神立委員  
確認だが、我々の立場でいう指針は、市民に向けてなのか、行政に対してなのか。意見を向ける先によって、内容は変わってしまう。文化財行政に対してどうあるべきかという事を言えばよいのではないか。

土井主査  
行政に対して言って欲しい。今後、どういう風にするのか明確な指針が必要である。

津山委員  
過去 4 回をふまえ、今回は修正されたものが提示されると思っていた。もう一度、たたき台を作ることになると過去の議論についてまとめたものを出す必要があるのではないか。

土井主査  
過去の議論を基に事務局として考えてみたい。

中村委員  
文書として残していくのか。

土井主査  
条例上は定めていないので、行政運営上の指針を、事務局の意思決定としてまとめていきたい。その中に委員の意見をまとめたい。

中村委員  
文書として残すのならどのような形で残すのか。理念的な憲章として残すのか。市民に向けたものであれば、文化財への認識を深めていけると思う。こういう時代で、税金を使って文化財保護事業をやることの意義を市民に対して PR をすることも必要。事務局への意見だけではなく、市民への PR、活用も必要。調査・研究の充実も考えているのか。

斎藤会長  
これまでの資料はかなり細かった。このまとめ方が、今後の課題となるのか。

- 土井主査 具体的にどうするのかを、次の世代に示していきたい。
- 斎藤会長 文章化する、しないは大きい。マニュアルとして本にするのか、ただ、意見とし記録に残るのか。
- 土井主査 今年度から文化財年報を作ることとした。一般への提供を考えたまとめ方をとの要望があるのなら、そういう形でPRしていきたい。とりあえず指針をつくりたい。
- 池上委員 私の認識では協議事項なので、協議事項は議事録として市民へ出すものである。それから考えると文書として残らないとおかしい。
- 事務局がそれをまとめるとしても、この会の意見を反映させるという方向性でないと委員の存在意義がないのではないか。
- 相原委員 スタートが不明確なことが原因。いままでの意見がムダになるのは良くない。指針であれば、明文化して、決裁をして教育委員会の文化財のありかたを意志確認することが必要である。
- だから、明文化しないのではなく、明文化していくべきものである。
- 土井主査 決裁として残すが、指針とは別に文審の提言として受ける。
- 神立委員 指針とは何か。スローガンがあって大きな柱をつくるということではないのか。具体的な方策を記した文書なのか、スローガンなのかははっきりしない。
- 土井主査 もっと、基礎調査をすべきであるとか、目録として提示すべきであるとか、やるべきことがたくさん残されている。そういう方向性や具体的な進めかたが、今の文化財課にはないのが現状である。それを形にしていきたい。
- 斎藤会長 「文化財保護行政のありかた」とするのか、「指針」とするのか。
- 土井主査 その点も検討していきたい。
- 堀江委員 いろいろな意見をお聞きして課題が多いことは認識している。基礎的な調査がされてないという事に関連して、市民が持っている情報の受け皿が行政側にあるのかないのか、具体的な受け皿や、市民といっしょに具体的にやれるものは無いかと言った検討も、ここでして行くことも大切ではないか。
- 土井主査 指定された文化財の台帳整備も十分でない。指定はしたけれど写真や調書といったデータが残っていないものがある。時代が変わり、種別変更したものもある。絶えず検証していかなければならないと思うが、これまでなされてこなかった。文化財課として、はっきりした方針を定めて行っていかなければならないと考える。
- 斎藤会長 南多摩総合調査報告書は、今でも使われている貴重な資料集である。指定したものは責任を持って情報公開していかないとならないし、そのため

にも基礎的なデータを集める調査は絶対に必要である。

委員会との接点をどこに持つかなども検討していただいて再度議論してはどうでしょうか。

土井主査

今日の意見をふまえて、これまでの議論も生かして、どういう形が取れるのか次回に提案したいと考えている。再検討をお願いしたい。

#### 協議事項 市指定天然記念物甲州街道のイチヨウ並木の現状変更について

新藤主査

資料に記しておいた、西八王子駅前の甲州街道のところである。警察からの指摘で国土交通省が横断歩道の近くのイチヨウが支障となっている。そこで現状変更の要請がきている。具体的には、山梨中央銀行のイチヨウは若木に植え替えをしたい。南側のローソン側は移し変えたい。並木からはずれるので一本減る。過去にもそのような事例があり、文審に諮って移植した事例がある。交通事故対策であればやむをえないのではないか、という判断をしている。

斎藤会長

ご意見はありますか。

菱山委員

甲州街道近くに植えてもらえればありがたい。

新藤主査

国土交通省の認識は甲州街道沿いとしている。

菱山委員

若木に植え替えるのはやむを得ないと思っている。

神立委員

若木に植え替えるということは古木は処分されるのか。

相原委員

昔は道が狭かったが、馬場横丁の道が広がっているのではないかと。若木への植え替えはいっぱいある。

斎藤会長

承認でよろしいか。

#### 報告事項

- (1) 平成 19 年度の予算について
- (2) 山車の調査について

(3) 八王子車人形と民俗芸能の公演について

(4) 八王子城跡曳橋改修工事について

上記の件について、事務局より説明を行った。

斎藤会長 何か質問はありますか。

堀江委員 高尾山の見晴らし台、城見台に木が覆いかぶさって看板が壊れている。都にもいっているのだがうまくいかない。八王子城が見えない。高尾山に案内の看板を設置して欲しいし、城見台にも設置して欲しい。樹木も伐採して欲しい。都にも話している。

池上委員 八王子城跡、滝山城跡の追加指定のことも聞いている。八王子城跡だけではなく、滝山城にも目を配って欲しい。高月城も残土の捨て場になっているので指定して欲しい。

新藤主査 その2件については文化財課でも認識している。いろいろ問題を抱えているところである。

池上委員 指定をする際は下から意見があがってきたのを基に指定しているはず。都の公園が問題なのか。

新藤主査 いろいろ問題を抱えている。高月城は本体は無事だがいろいろ問題を抱えている。

池上委員 指定しておかないと開発されてしまう危険性がある。文化財保護行政として積極的に取り組んで欲しい。

加藤委員 痩せ尾根の堀を埋めてしまうと価値がなくなる。今、モーターが建っているところは城として危険な状態であるのが事実なのでPRしたほうが良い。

滝山は桜の名所として有名。その結果、破壊されている。現状でもよく残っているとは思いますが滝山も整備が必要。

新藤主査 過去には整備で発掘したがそれが活かされていない。

池上委員 都の公園に勝手に桜を植えることはできるのか。

新藤主査 桜を植えたのは市で、過去には現状変更について意識していなかった。

相原委員 勝手にされないように防衛策を指針に盛り込んで欲しい。

土井主査 史跡指定が難しいのは、地元の同意のほか整備についても都道府県の積極性が必要。

相原委員 玉川上水が指定にならないのは管理主体がはっきりしなかったからだ。

池上委員 努力して欲しい。

斎藤会長 一度、文化財保護審議会として市内の文化財めぐりをして、現地実踏と確認が必要である。

他にご意見ありますか。無ければ、終了します。